

1. 目的

公益財団法人玉村町文化振興財団（以下「財団」という。）が受託する入場券の販売は、玉村町文化センターを利用して公演等を開催する者（以下「主催者」という。）への利便性の向上及び貸館サービスの一環として実施するものとする。

2. 取り扱い対象入場券

財団が取り扱う入場券は、玉村町文化センター大ホール（にしきのホール）及び小ホールを会場として開催される公演等の入場券のみとする。

3. 委託方法

主催者は、入場券の販売を財団に委託しようとするときは、発売を開始する日の 1 か月前までに、「入場券委託販売申請書」に必要事項を記入のうえ財団に提出するものとする。なお、指定席を販売する場合は、販売する席を席種ごとに色分けした「座席図」を添付すること。

4. 委託販売条件

- (1) 財団は、主催者から販売を受託した入場券（以下「受託入場券」という。）の販売に関するもののみ責任を負うものとし、当該公演等の周知や広報、運営等の全般に関することは主催者が責任をもって対応するものとする。
- (2) 受託入場券の枚数は 50 枚以内とし、追加の委託販売を希望する場合は別途協議する。
- (3) 財団は、受託入場券として車椅子席及び付き添い席の販売は行わないものとする。
- (4) 受託入場券の販売は財団の窓口カウンターのみで、休館日（月曜・祝日、月曜が祝日の場合その翌日、年末年始）を除く午前 9 時から午後 5 時までとし、電話予約、郵送、WEB での販売は行わないものとする。なお、決済方法は現金での取り扱いのみとする。
- (5) 受託入場券の販売期間は 3 か月以内とする。また、販売期限は公演等の開催日の 1 営業日前までとし、当日券の取り扱いは行わないものとする。
- (6) 受託入場券の持参日及び精算日の調整や、販売に関する問い合わせ等については、予め財団と日程を調整のうえ来館すること。
なお、指定席の入場券には座席番号を、自由席の入場券には通し番号を記載すること。
- (7) 公演等の延期又は中止に伴う問い合わせや、受託入場券の払い戻し等への対応については、主催者が責任をもって行うものとする。
- (8) 受託入場券の販売手数料は、財団が販売した入場券売上金額の 10 %（消費税込み）とする。
- (9) 受託入場券の販売手数料の精算は、財団が販売した入場券売上金額から販売手数料 10 %（消費税込み）を差し引いた金額を支払うものとする。また、公演等の延期又は中止に伴う販売手数料の精算についても同様とする。
- (10) チラシやポスター、新聞、WEB 等で広告宣伝を行う際は、予めその内容等について財団と協議し、現物の見本等を提示して許可を得たうえで行うものとする。

(必須記載事項)

- ・主催者問合せ先：（団体名・代表者又は担当者／連絡先 電話番号、等を記載）
- ・玉村町文化センター窓口：（公財）玉村町文化振興財団 TEL：0270-65-0600
営業時間／9：00～17：00 休館日／月曜・祝日（月曜が祝日の場合その翌日）

- (11) 受託入場券の販売期間中において主催者が不適切と思われる行為を行った場合は、財団は受託販売を中止することができる。なお、中止以前の販売手数料は主催者の負担とする。